

# 菖蒲田海水浴場出店要項

## 1 開催期間について

令和元年7月13日（土）から令和元年8月18日（日）まで（37日間）

営業時間は午前9時から午後4時まで。（遊泳時間は午前9時から午後4時、ただし、7月の平日のみ午前10時～午後4時）（駐車場は午前8時30分から午後5時まで）

※開催期間中のイベント等により営業時間を延長することができますが、実行委員会の指示に従ってください。

※遊泳時間は午後4時までとなっておりますので午後4時になりましたらお客様へのお声掛けにご協力ください。

## 2 開催場所について

菖蒲田海水浴場エリア（宮城県宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字長砂地内）

## 3 主催について

菖蒲田海水浴場実行委員会、七ヶ浜町観光協会

## 4 出店団体について

出店は5団体までとし、下記要件のどちらかを満たしているもので実行委員会が認めたものとする。ただし、応募者多数の場合、又は類似業種が複数等のために開催に支障があると実行委員会が判断した場合七ヶ浜町内事業者を優先、または出店数を調整するものとする。

① 平成31年3月31日時点で七ヶ浜町観光協会または、多賀城・七ヶ浜商工会の会員であるもの。

② 上記会員の他、実行委員会が特に必要と認めたもの。

## 5 出店団体の募集について

出店を希望する団体等は、様式1「出店申込書」、様式2「出店従事者届」、に代表者と従事者全員の写真を貼付し、様式3「誓約書」と仮設店舗建設スケジュール（手書きでも構いません）を添えて提出すること。

募集期間は平成31年4月15日（月）～令和元年5月6日（月・祝）とする。

※出店申込書の提出先：菖蒲田海水浴場実行委員会事務局（七ヶ浜町観光協会）

住所：花淵浜字館下75 電話番号：022-766-8205（9:00～16:30、土日祝日も受付可能）

また、こちらで出店要項や出店に関するお問い合わせも受け付けます。（担当：郷古）

なお、令和元年5月7日（火）以降も受付は行いますが、ご希望に応じられない場合がございますのでご了承ください。

## 6 申込資格について

以下に該当する場合は申し込むことができません。

① 過去、菖蒲田海水浴場に出店したもので、未納金、未払金等があるもの。

② 出店許可を得ようとする者が、成年被後見人、被保佐人、被補助人または破産者である場合。

③ 現在破産法、会社更生法、会社法上の特別清算その他倒産法上の適用を受けている場合。

④ 出店許可を得ようとする者が、暴力団関係企業、団体、またはその関係者、その他反社会

勢力（以下「暴力団等」という）である場合。

- ⑤ 出店許可を得ようとする者が、暴力団等を従業員として使用すると認められる場合。
- ⑥ 出店許可を得ようとする者が、暴力団等にみかじめ料等の名目の如何を問わず、金品を提供すると認められる場合。
- ⑦ 過去、菖蒲田海水浴場に出店したもので、重大な違反行為、迷惑行為があった事業者。

## 7 運営協力金について

運営協力金は下記のとおりとし、通知書にて出店を許可された者は令和元年5月31日までに全額を指定口座に振り込むこと。振込が確認できましたら出店許可証を発行いたします。

	商工会、観光協会会員	
期間中、仮設店舗を常設する場合	開催期間中 37 日間 626,000 円 (税込)	出店経費 226,000 円 (税込)
		運営協力金 400,000 円 (税込)
常設せず出店する場合 (テント持込み等) (区画サイズ 1 枠 : 2 間、1.5 間)	開催期間中 1 日当たり : 20,000 円 (税込)	

※振込等手数料については、出店者負担となります。

※期限までに運営協力金の振込が確認できない場合は出店を許可できませんのでご注意ください。

※運営協力金について、払い戻し等はいりませんのでご注意ください。

※出店経費は昨年度実績で概算費用です。水道／電気設置撤去費、使用料、光熱費を含みます。

出店経費に含まれる光熱費は海水浴場終了後、清算します。場合によっては光熱費を追加で支払っていただく場合があります。

※仮設店舗を常設せず出店する場合は水、電源（発電機等）を各自で用意してください。

※2016 年度以降、出店申込をしていない事業者は別途水道加入金を支払っていただく場合があります。

※名義貸し、共同出店（1 店舗を 2 業者以上で運営するなど）は原則認めません。

## 8 出店許可の取り消しについて

実行委員会は、出店者が関係法令及びこの出店要項に違反したとき、または事業運営上不適応であると認められるとき、並びに、次に掲げる各号のひとつに該当する場合、出店許可を取り消すことができるものとする。出店を取り消された場合、退去を命じます。指示に従わない場合は強制的に撤去します。また、撤去費用は別途請求します。更に翌年から 3 年間当該海水浴場への出店は出来ないものとする。

①期限までに運営協力金等が未納の場合。

②出店に必要な許可等を取得していない場合。

③出店許可を得た者が、暴力団等であると判明した場合。

④出店許可を得た者が、虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合。

⑤出店許可を得た者と現に出店している者が異なることが判明した場合。名義貸しや共同出店、またはそれに準ずる行為が判明した場合も含みます。

⑥出店許可を得た者が、暴力団等にみかじめ料等の名目を問わず、金品を渡した場合。

⑦暴力団等を従業員に使用した場合。

- ⑧営業中に、粗暴、卑劣な言動等お客様に迷惑をかける行為を行った場合。
- ⑨半裸体及び入れ墨をのぞかせる等の粗暴な服装や態度をとった場合。
- ⑩会話や場内放送等が聞き取れないような音楽（騒音）を発生させた場合。
- ⑪実行委員会及び関係者の指示に従わない場合。

## 9 出店の配置等について

出店は、別紙出店者等地図に記載のとおりとし、実行委員会が枠を指定する。

テント、イス、テーブル、電源（発電機等）、消火器等、出店に必要な備品は各自で準備すること。排水の垂れ流しは禁止とする。

事前に資機材等の搬入・組立を行う場合は、当実行委員会に連絡し許可を受けること。また、盗難等に関する責任は負わないものとする。

海水浴場開催期間中の車両の乗り入れは禁止とします。また、ガス等業務関係業者であっても車両の乗り入れは禁止しますので関係業者にも連絡をし、周知を徹底すること。

事前に実行委員会への説明なく、また、無断で車両を乗り入れた場合は出店を取り消しますのでご注意ください。関係事業者も含みます。

食材や商品等の補充、運搬のため、車両を使用する場合は、8時から8時30分（7月の平日は9時から9時30分）、16時30分から17時までの間、車両を実行委員会が指定する場所へ乗り入れすることを許可しますが、実行委員会の指示に従ってください。

※開催期間中、車両の乗り入れを希望する場合は、実行委員会へ連絡し、指示に従うこと。また、期間中（令和元年7月12日から令和元年8月18日まで）は、車両は防潮堤の上を走行、又は停車及び駐車することを禁止します。ただし、開催期間外の資材搬入及び撤去については、実行委員会の指示に従ってください。スケジュールの提出を求めます。

## 10 遵守事項について

出店者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・ 出店者は、営業にあたり、必要な許可を取得し、法令等を遵守すること。
- ・ 実行委員会の指示に従うこと。
- ・ 出店に関して、第三者への名義の貸し借りや場所貸しは禁止する。
- ・ 出店するに当たり、そこで発生した事故、盗難、天災、その他によって損害を受けた場合については、一切の責任を実行委員会に問わないものとする。
- ・ 必ず、開催期間内で販売すること。（令和元年7月13日（土）～令和元年8月18日（日）、午前9時～午後4時）
- ・ 出店者は、出店日毎に防火安全自己点検票で確認し、営業前に実行委員会に提出しなければならない。また、様式4「海水浴場販売調査票」に実績を記入し、事務局に提出すること。（調査票は内部資料とし、個店別売上について外部への情報提供は行いません。）
- ・ 販売品目は申請内容と相違ないものとする。
- ・ ビン類での飲食物販売は禁止とします。
- ・ アルコール類の販売は実行委員会で認めたものに限ること。
- ・ 食品を扱う出店主は、保健所の指導に従い、営業許可等の出店に必要な申請を行い、許可を得ること。また、手洗い・消毒等の衛生面に十分注意し、食中毒等を絶対に起こさないよう安全に配慮すること。（実行委員会では一切責任を負わないものとする。）
- ・ 営業中は、営業許可証及び出店許可証等を出店区画の表（お客様）から見える位置に掲示すること。

- ・ 出店者は指定された場所以外での立ち売りや呼び込み等、不当な販売行為を行わないこと。
- ・ 第三者に損害を与えた場合は、損害賠償の責任を負わなければならないこと。(実行委員会では一切責任を負わないものとする。)
- ・ 火気器具類を使用する出店者は、火気器具等の取扱いに十分注意し、事故等を絶対に起こさないよう安全に配慮すること。(実行委員会では一切責任を負わないものとする。)また、薪や炭などの固形燃料は使用しないこと。
- ・ 発電機の使用は、風通しの良い平らな場所に安定するように設置し、可燃物、火気から離すようにすること。また、通行の妨げにならないよう配線し、漏電防止措置をとること。
- ・ 燃料を補給するときは、十分に注意し、火気から十分な距離をとり、細心の注意を払うこと。
- ・ 火気器具を使用する団体等は、使用する器具等に応じて必要な消火器を準備すること。
- ・ 開催期間中、荒天や遊泳禁止等、海水浴場の営業を中止する場合があるが、休業等に伴う損害賠償、その他付随、または間接的に生じる賠償・損害について実行委員会関係者等では一切責任を負わないものとする。また、賠償や損害、運営協力金等の返還を請求することは出来ない。
- ・ 出店場所及び海水浴場周辺及び駐車場周辺へゴミ等を放置したり、海水浴場周辺のゴミ箱へ投棄したりせず、自身で持ち帰り適切に処理すること。(雑排水についても垂れ流しにせず原則持ち帰り、適切に処理すること。)違反ゴミがあった場合、対象事業者の事業用ゴミ箱の利用を禁止します。
- ・ 音源を設置する場合、出店区画外に音が漏れないように音量を抑えること。(場内放送、会話が確認できるようにすること。)
- ・ 海水浴場周辺の清掃活動を率先して行い、来場者に不快な思いをさせることがないように心がけること。
- ・ その他、出店に係る諸問題等については、出店者がすべて責任をもって、誠意をもって対処すること。

## 1 1 事務局

菖蒲田海水浴場実行委員会事務局

七ヶ浜町観光協会内

〒985-0803 七ヶ浜町花渕浜字館下7 5 ☎022-766-8205